

減免額算定方法

事業収入等が減少した場合

減免額は下表から算定される対象保険料（税）額に減免割合を乗じて決定されます。

$$\begin{aligned} \text{保険料（税）減免額} &= \text{対象保険料額} \times \text{減免割合} \\ &= (A \times B / C) \times (d) \end{aligned}$$

[国保税]

国保・表 1

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該世帯の被保険者全員について算定した税額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 ^(※)
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

(※) 減少が見込まれ事業収入等が2以上ある場合はその合計額

国保・表 2

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合 (d)
300万円以下であるとき	全部
300万円を超え 400万円以下であるとき	8/10
400万円を超え 550万円以下であるとき	6/10
550万円を超え 750万円以下であるとき	4/10
750万円を超えるとき	2/10
(合計所得金額にかかわらず) 廃業や失業した場合	全部

[介護保険料]

介護・表 1

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第一号被保険者の保険料額
B : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

介護・表 2

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合 (d)
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	8/10
(合計所得金額にかかわらず) 廃業や失業した場合	全部

Q. 表2の減免割合が「全部」であれば、保険料（税）の全額が免除になりますか。

A. 減免対象の保険料（税）額は、対象全体の合計所得額（上記C）のうち減少が見込まれる所得（上記B）の割合分です。表2の減免割合が「全部」かつ表1のBとCが一致する場合には、全額が免除になります。

例) BとCが一致しない場合

(共通) 主たる生計維持者が複数の所得を得ている（減少した収入以外の所得がある）

(国保のみ) 主たる生計維持者以外の国保加入者に所得を得ている人がいる

感染症にり患した場合

[国保税・介護保険料 共通] 死亡又は重篤な傷病を負ったとき 全部